

令和7年第2回定例会 総務文教常任委員会会議録

令和7年6月17日(火)

開会 (9:55)

○箕智也委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例3件」、「条例の制定1件」、「動産の取得3件」、「請願1件」の計8件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。梅雨に入りしばらく経つが、適当に雨が降っているのではないかという気がする。明日からはかなり暑さが厳しくなるという予報になっており、皆さんも健康にご留意いただきたい。本定例会の市政報告でもあったが、現在防災行政無線の更新工事を着々と進めている。古い受信機を交換して、交換前は部屋によりなかなか入りが良くなかったが、電波の方式が変わったこともあるのか、どの部屋でも鮮明に入るようになった。機械は良くなつたが、それを使うのは我々であり、適切なタイミングで適切な情報を伝えていきたいと考えているので、皆さまの理解をお願いしたい。

本日の案件は7件だが、審議をよろしくお願いしたい。

議第54号 胎内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び胎内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

須貝総務課長説明

地方公務員の育児休業法等の改正に伴い、育児に係る部分休業の取得方法の拡充を始めとする仕事と育児の両立支援制度の利用しやすい勤務環境の整備を図るべく、所要の改正を行うものである。

質疑

○羽田野孝子委員

意向を確認するための面談その他の装置を講じなければならないとなっているが、市では

どこが担当するのか。

○須貝総務課長

総務課管轄で課長が全ての総括になるが、担当部署は人事係になる。人事係の職員全てが対応できるような体制を整えたいと考えている。

○羽田野孝子委員

3歳児に満たない子どもを養育する職員は何人か。

○須貝総務課長

4月1日現在で正職員24名と把握している。

○羽田野孝子委員

朝は忙しく子どもを預けに行くために30分程遅く勤務をしたいとなれば可能だが、給料面はどうなるか。

○須貝総務課長

様々なケースで休暇制度を用意している。例えば部分休業では、働いていない時間帯について、その時間分だけ減給となる。ただし、公務員は共済組合に加入しているため、共済組合から標準報酬額の月額67%が手当されるという制度があるなど、今回共済組合の手当も様々な拡充が図られているところもあり、その点を承知願う。その他、育児の短時間勤務制度など様々な制度があるが、基本的にはその時間分だけ、給料が支払わない減給という措置がとられている。

○渡辺宏行委員

部分休業の拡充は条例を見ても理解しにくいところがあるが、具体的にどのように拡充されたか。また、男性職員の育休取得状況は。職場の理解もあり取得しやすい環境になっていると思うが、取得状況はどうか。

○須貝総務課長

部分休業の拡充は取得のパターンが複数になっている。これまで正規の勤務時間の始めと

終わりに 1 日 2 時間以内の休暇がとれるとなっていたが、今回の改正により始めと終わりという縛りはなくなり、正規の勤務時間内であれば、どの時間帯でも取得することが可能というように提案している。もう 1 つ新たな部分であるが、1 年間で勤務時間の 10 日間に相当する時間の範囲内で、自由に取得が可能ということも提案している。その 2 つが変更点である。また男性の育休であるが、年々男性職員も育児に参加するという意識が高まっており、令和 7 年度で 1 人、育児休業を取得している状況である。今後も対象の職員があればこの制度も周知し、できる限り育児に共に参加するというところを推し進めていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 55 号 胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

須貝総務課長説明

選挙立会人と選挙事務に携わる方の報酬額に関する改正で、従来、選挙立会人等の報酬額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じて定めている。この選挙執行経費基準法は参議院通常選挙のある年に改正されるのが通例で、今後もこの法改正に速やかに対応できるよう、法の規定を引用する形に変更すべく、条例改正を行うものである。なお令和 7 年の選挙執行経費基準法の一部改正は、今後本国会で成立し、去る 6 月 4 日に公布されている。報酬額については、その職務ごとにそれぞれ 1 日当たり 1,200 円から 1,700 円引き上げられている。

質疑

○丸山孝博委員

法改正に準ずるという趣旨だが、今回の選挙立会人の報酬額の改正の背景はどのようなことからか。

○須貝総務課長

その根底には、国の説明によると、最近の物価の変動などを考慮して選挙等の円滑な執行を図るため、所要の経費を改正するという説明があった。それに準じて改正する。

○丸山孝博委員

私は条例改正で徹底するのではないかと理解できる。条例改正だけでいいのではないか。この金額も法律で定められた金額を、そのまま条例改正すればいいのではないかと思うがいかがか。

○須貝総務課長

法律で規定しているのは、国の選挙における選挙立会人等の報酬額について定めている。したがって、参議院選挙か衆議院選挙が対象になるが、地方選挙においては法律を遵守するが自由な設定が可能となっている。ただ、根拠はしっかりと持つていなければいけないため、ほどこの自治体も国の執行経費に準じて定めているところが通例である。

○丸山孝博委員

先ほどの説明の中で、条例改正によって値上がりに幅があると聞こえたが、その裁量はどこにあるのか。

○須貝総務課長

裁量というか、国においては内閣などが調査をして定めている。大体約 13%の増加というところであった。国に準じているというところで理解願いたい。

○丸山孝博委員

今後、選挙立会人等の報酬は国に基づいて市も実施していくということで、条例に明記された金額はなくなる。不明確になりがちだが、その辺の周知はどうするか。

○須貝総務課長

誤解のないように言っておくが、これまで市条例で金額を記載していたが、その金額は国議員の選挙等の執行経費の基準法と同額を定めていた。今後の周知については、市報等で募集なりをする際はそれを明確にし、また本人の承諾やお願いをする際は、必ず報酬額は幾らであると伝えていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 56 号 胎内市立学校施設利用条例の一部を改正する条例について

井上学校教育課長説明

中条小学校の新校舎が供用開始することに伴い、学校開放施設に同校の家庭科室、音楽室、図工室及び多目的ホールを新たに追加し、その使用料を定めるべく所要の改正を行うもの。

第 6 条関係、別表中の区分案、視聴覚室、家庭科室の次に、音楽室及び図工室を、食堂の次に、多目的ホールを追加し、学校名欄の中条小学校の欄に、それぞれ該当する料金の記載を追加し、日別表を改めるものである。

質疑

○丸山孝博委員

開放施設で外部の人が自由に出入りできる作りであると思うが、その管理状況や、どういった形での利用が可能なのか。

○井上学校教育課長

現在中条小学校の体育館側に玄関があり、児童玄関とは別に設けてそこから出入りする形である。学校開放施設については、南側の校舎に音楽室や図工室、調理室がある。北校舎は普通教室で、その間に児童玄関があり、その上に多目的ホールがあるが、そこまでは体育館側の玄関から出入りができるようになっており、そこに扉というか仕切が設けられ、学校開放の時は普通教室など入られたくない場所には行けないような作りになっている。想定される利用形態については、例えば音楽室や図工室は地域の方々のサークルなどの利用を想定し、多目的ホールも地域の方々の集会などが使うことを想定している。

○丸山孝博委員

利用する場合の申込みは学校か教育委員会か。また、利用目的によって料金は変わらないと理解できるがどうか。

○井上学校教育課長

申込み先は学校になる。利用料金は条例改正案に表があるが、例えば市や教育委員会が利用する場合は減免率 100% で、自治会や子ども会組織、PTA などがあるが、利用する団体によって減免率 100% や 80% など変わり、冷暖房等々の使用の有無でも変わるという状況である。

○丸山孝博委員

その部分は特に明記されていないが、別に定めるのか。

○井上学校教育課長

条例には減免について記載しておらず、別に規則に減免についての記載がある。議案可決後、規則を改正するという形になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 59 号 胎内市立中学校統合準備委員会条例について

井上学校教育課長説明

令和 7 年 3 月に策定した胎内市立中学校の統合に関する方針に基づき、市内 4 中学校の統合を円滑に進めるために必要な準備、検討及び調整を図る附属機関の設置について定めるもの。第 1 条では設置、第 2 条では所掌事項について記載している。統合に必要な主要な事項について諮問して答申をいただくことを考えている。第 3 条では組織として委員の数、これは記載の通り、地域、学校、保護者など、各階層からバランスよく人選することに加えて、

公募委員を任命することとしている。第4条の任期については、所掌事項の終了までとしている。第5条以下、第9条までは運営に必要な事項について定めている。施行は公布の日からとする。

質疑

○渡辺栄六委員

第2条の学識経験者から学校関係者、また公募もあるがどのように選考するのか。公募とそれぞれの代表の方のバランス、比率はどのように考えているか。

○井上学校教育課長

委員の選考について、学校関係者は中学校、または小学校の校長にお願いしたいと担当課では考えており、区長の代表は区長会の代表。また各中学校に学校運営協議会があるので、そちらから適任の方の選出をお願いしたいし、保護者の代表は学校にお願いしようと思うが、例えばPTAの代表や保護者会、そういった代表の方で、中学校や小学校、保育園など、各地区からバランスよく選出いただきたいと思っている。公募について人数は特にまだ定めていないが、若干名お願いしようと考えている。

○渡辺栄六委員

第4条の任期は所掌事項が終了する日までと載っているが、4中学校の統合を、およそ10年を見据えてという方針のもとで、大体どれくらいの期間を想定しているのか。何年になるかはわからないが、その期間は選考された方が、そのまま任期として続けていくのか。

○井上学校教育課長

所掌事務が終了するまでとあるが、準備委員会に諮問したいと考えているのが、学校の設置場所と統合方式、または校名である。そこが決定するまでの間、統合準備委員会を継続していくと考えている。諮問し答申いただく期間は10年もかかるはずである。建設には数年の期間が必要で、その前には場所も決定しているので、それほど長期化にはならないと考えている。また、委員は同じ人が継続するのかでは、例えば小学校の校長、中学校の校長は異動があるため当て職になり、区長会の会長も変わる場合があるので当て職になるとを考えている。ただ、担当としても悩ましく思うのが保護者の代表で、学校委員、地区によっては例えば最年長、中学3年生の保護者や小学校6年生の保護者が、例えばPTA会長さんに就いているケースも多いと聞いており、そこは1年ずつ交代ということになるので、その辺については当て職とするのか、任命させていただく方には数年は続けていただくのかは、ま

だ検討中である。

○天木義人委員

目標が 10 年以内でおおよそ 6 年かかるか 7 年かかるか。その中で決めるることは多くあると思う。通学バスや校章など様々ある。そう考えると、委員の任期は、委員も変わっていくので長期に渡ると元から変わる。その辺も考えて決めることを持っていないといけない。

○井上学校教育課長

統合準備委員会に諮問し決めたいところは場所である。場所は 10 年という話ではなく、2 年 3 年でこの場所が適当であると答申頂けると思う。その後、通学通路や学校のカリキュラムなど諸々のことについて、建設、開校までの間に決めていくことになる。その他は統合準備委員会というよりは、別に検討部会のようなものを立ち上げ、そちらで検討、審議したいと思っており、統合準備委員会でスクールバスなど細かいところまで決めるることは、今のところ考えていない。

○天木義人委員

それならば、任期を決めて行った方が良いのでは。2 年や 3 年で任期を決め、この委員にやってもらうとした方がいいと思う。また、中学 3 年生の父兄や P T A 会長である場合、3 年経つと子どもも高校生になる。そうするとだんだん考えが変わってくるので、やはり任期を決め、再任を妨げないと言った方が良い。この委員会ではここまで審議してもらうと、はつきりしてもらった方が良いのではないか。途中で立ち代わり入れ替りでは、なかなかうまくいかないのではないかと思うがどうか。

○中澤教育長

準備委員会を開催し様々諮って進めていく段階で、期間をいつまでと限定すると、そこに縛られてしまう。長期にならないよう、そしてその後、各部会で具体的な内容を検討する方向で進めたい。保護者に関して、確かに保護者の子どもはどんどん年齢を重ねていくが、やはり保護者が最初から携わり、検討委員会で様々検討した経緯をよく知っている方から意見いただることは大事だと思うので、その辺も十分考慮しながら進めていきたい。ただ、長くなり過ぎないよう、そこは十分留意しながら進めていきたい。

○天木義人委員

任期が変わると無理して決めることもあるかもしれないが、会議によっては決まらなかつ

たら継続審査ということもあり得るので、検討余地があると思う。この委員の中には議会関係者が入っていない。中条小学校や生涯学習センターの際も、進捗状況を報告すると聞いているが報告は一切無かつたし、中条小学校の場合は、ただペースが出てこれで作ると、図面も何も説明が無かつた。我々は市民の代表であるので、議会の代表として最低2人ぐらいは入れないかと思うが、副市長どうか。

○高橋副市長

議会に対しては、これまで色々な形でその都度知らせてきているという認識を持っており、中条小学校の時も全然聞いていないということは無いと思う。当然、この設置条例を上程し、議会で議論するという手続きは必須であるので、この準備委員会で議会と議論するというよりは、やはり今、想定されている第3条の構成員の中で審議する。教育委員会が諮問して、答申いただくという流れで行いたい。

○天木義人委員

答申が出てきたものを議会が承認することとなり、議会としても住民から色々聞いており、意見が議会としてもあるということ。答申にも意見を言い、議論を交わしていくことが必要ではないかと思う。ただ出てきたものを承認してもらうだけではなく、その過程も報告もしてもらうべきであるし、報告に対して、議会としてこういう考え方であるということも出てくると思うので、それはこまめに行ってもらいたいと思う。

○中澤教育長

準備委員会の中に議員が入ることに関して、要綱に地方公共団体の議員または本市の常勤の職員でないものという縛りがあり、そこは知っておいていただきたい。あと、あくまでも準備委員会で答申あったことを踏まえてたたき台を作っていくので、市民にはその経緯も含め示していく予定であるし、議員にも内容について1つ1つ会議を開いて説明することはできないと思うが、たたき台が作られた段階では議会にお示しし、意見いただき進めていくと考えている。

○天木義人委員

できればオブザーバーでも出席を認めてもらえればと思う。雰囲気も分かる。また議事録があると思う。説明はある程度はいいが議事録は毎回出してもらい、我々にも途中経過が分かるように出してもらえなか。

○中澤教育長

議事録は前の再編検討委員会、その前の内容も全て出している。ホームページに出ており、今後も継続していきたいと思う。

○小野徳重委員

第3条では委員は30名。その2で次に掲げる者として1から6まであるが、個々の予定する委員の人数は想定しているか。

○井上学校教育課長

今のところの想定で、学識経験者は1名。区長の代表は各地区からで4名。学校運営協議会の代表は各中学校区で4名。保護者の代表はまだ検討中だが、各地区の小学校、中学校ぐらい必要かと思い8名とプラスアルファというところ。学校関係者は各中学校長で4名。小学校校長は代表で1名と考えている。公募は若干名を募集したい。

○小野徳重委員

今の人数では30名に足りない。フルメンバーの30名にしないのか。

○井上学校教育課長

検討の段階では30名に満たない予定である。

○小野徳重委員

4条の任期で、諮問から答申までの間と認識するが、諮問する項目はあらかじめできていると思うが、委員会を開催するスパン、例えば1年間何回などが決まっているか。

○井上学校教育課長

今のところ2ヶ月に1回程度と考えている。審議の進み具合により前後すると思うが、年度内は4回を予定する。

○小野徳重委員

任期を短くした方がいいという意見があったが、諮問する事項によってはそんなにかからないと思う。あと、細かい内容について別に部会を設けて話し合うとしているが、長い期間

になると部会の中でも途中頓挫する部分もあると思うので、ある程度短いスパンの中で入れ替えた方がいい。

○羽田野孝子委員

準備委員会は皆さんの関心が強いと思うので、傍聴できないか。

○井上学校教育課長

傍聴できるよう考えている。内容によっては傍聴できないものもあると思うが、原則は傍聴できるよう進めたい。

○丸山孝博委員

委員の報酬は今年度 111 万 6 千円で 4 回分となる。これまで公募を行わなかつたが、今度は行うようになりそれは評価したい。できるだけ多く公募による委員を出すべきではないかという意見を述べさせておく。また、どういう内容を諮問するのか、第 1 条の中で望ましい統合のあり方の中には場所も含まれるということだが、今まで検討委員会の中では、中条中学校の隣、ふれすぽ胎内、胎内小学校周辺と 3 つの候補があったが、その候補の中から選んでもらうことになるのか、それともそれは白紙で、新たに準備委員会で検討してもらうのか、どんな諮問をするのか。

○井上学校教育課長

統合に関する方針で 3 案を中心に、3 択で選べという話ではなく、そこを中心に諮問したいと考えている。

○丸山孝博委員

場所についてはその 3 つを中心に、出された意見によってはそうならない状況も含まれると受けとめていいのか。これから準備委員会の中で検討されることで、ここでは結論は出ない問題だから聞かないが。それと、あえて言うが、先ほどの天木委員の準備委員にという話は、私は政策形成過程の中で議員がそこに入るのは良くないだろうと。むしろ、議員は議会で十分議論をすべきだという考え方である。やはり住民が議論をして導き出すということは当然だと思うし、それに並行して議会も議論していく、ということが良いのであって、そこに議員がはまると、その結果についてもその議員は縛られてしまう。議会とは逆の意見となる場合もあるわけだから、そういうことは決してよくないと思っていたし、旧中条町の時から、我々は区長も含め、行政の協議会や委員会には参加しないという申し合わせもしていて、

そこはきっちりした方が良いのではないかという意見を述べさせてもらう。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 61 号 動産の取得について

藤川財政課長説明

災害等により大規模な断水が発生した場合に迅速に処理飲料水を供給できるよう、加圧式給水タンク車を取得するもの。入札執行は 5 月 2 日に制限付一般競争入札の公告を行い、5 月 20 日に入札を執行した結果、英和株式会社産業機械営業部関東産機グループが、2,200 万円で落札したことから、契約を締結したくお諮りするものである。

質疑

○渡辺宏行委員

タンクの容量はどのくらいの容量か。

○須貝総務課長

当初予算を上程する時は 1,500 リットルとお伝えしていたが、様々議員からも意見をいただき、今回は 1,800 リットルという仕様を作り購入したい。

○渡辺宏行委員

1,800 リットルは 1 日、1 人当たりどのくらいか。

○須貝総務課長

1 人 1 日あたり 3 リットルと想定をすると、600 人分となる。

○小野徳重委員

給水車は災害時の給水だけでなく、普段から利用することはあるか。

○須貝総務課長

せっかくの施設であり何か使用できればと考えている。イベントでの活用も考えて、近隣の市町村で給水車を所有しているところも確認したが、特段使っていないとのこと。ただ、せっかくの施設であり、平時でも使えるところがあれば使っていきたいと考えているが、思いつかないのが実情である。

○小野徳重委員

加圧付きなので、散水機能はあるか。

○須貝総務課長

その機能もある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 62 号 動産の取得について

藤川財政課長説明

冬期間における道路交通と市民の安全・安心を確保するため、除雪ホイールローダーを取得するもの。入札執行は5月2日に制限付一般競争入札の公告を行い、5月22日に入札を執行した結果、日立建機日本株式会社新潟営業所が2,530万円で落札したことから、契約を締結したくお諮りするものである。

質疑

○天木義人委員

納期はいつか。

○藤川財政課長

令和8年3月末を予定している。

○天木義人委員

入札の条件として、令和8年3月末として入札を行ったのか。それとも今年の冬期間に間に合うよう入札を行ったのか。

○藤川財政課長

当初の予定で3月末として入札を行ったものである。

○天木義人委員

今年度の冬もあり、その前に除雪機があれば今年度使えるのだが、なぜそういう条件で入札を行ったのか。

○羽田野地域整備課長

メーカーとの確認により、受注生産の生産能力で約8ヶ月から9ヶ月かかるという話で、そのような納期となっている。

○天木義人委員

それはメーカーの都合であり、こちらの都合として11月末の納品で入札を行い、そうではなかった場合は変更があると思うが、最初から来年の3月末となると、今年度は使えない訳で、その辺も検討というか、メーカーの話を丸のみしたのか。せっかく買うのであれば、早めに使った方が除雪のため、市のためになる。その辺の検討が行われていないのではないかと思うが。

○羽田野地域整備課長

今年度の予算で購入を決めており、その中でもできるだけ早めに発注し早く納入をしたいと考えていたが、どうしてもメーカー側の納入期限はかなりかかると聞いていた。できるだけ早く納入されるのが1番良いので、早く納入された場合は緊急時などの予備車や、配車計画の中で車両が故障した場合の代替などで使いたいと考えている。9月、10月頃になると除雪計画を検討し配車計画も整っているので、それまでに業者が間に合わないものについては計画の中には盛り込みます、そのような使い方をしていきたいと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第63号 動産の取得について

藤川財政課長説明

胎内スキー場のゲレンデ整備用雪上車が老朽化していることから、新たに車両を取得するもの。入札執行は5月2日に制限付一般競争入札の公告を行い、5月22日に入札を執行した結果、株式会社大原鉄工所が6,490万円で落札したことから、契約を締結したくお諮りするものである。

質疑

○丸山孝博委員

ゲレンデ整備用の雪上車は何台あり、それぞれどれぐらい経過しているか。

○増子商工観光課長

現在使用している圧雪車は2台あり、平成29年度が1台、平成21年度が2台である。昨年は途中で1台をレンタルするため補正で計上し、計3台で圧雪を行った。

○丸山孝博委員

今回契約した内容で新たに購入する訳だが、新たに4台になるのか。それとも他の雪上車と入れ替えになるのか。

○増子商工観光課長

レンタルと入れ替え、3台で稼働したいと考えている。

○丸山孝博委員

先ほどの議第62号のホイールローダーも、このゲレンデ整備用雪上車もそうだが、いずれも1社入札で、1社しか入札に参加されていない。これが良いのかどうか少し疑問があり、これでは入札にならないのではないか。1社しか入札に参加していない、金額の範囲で落札したからいい、という考え方には私は少し疑問がある。やはり入札は複数業者が競い合うべきものだと思うが、特にゲレンデ整備というのは特殊な機械でここしか選択肢がないのだろうが、随意契約的になってしまふ。それでいいのか、考え方について伺いたい。

○高橋副市長

何年か前の議会でも1社入札というのはどうかと指摘があった経緯がある。その中で今回、圧雪車に関して特段地域要件を設ける、例えば新潟県だけということを行っている訳ではない。応札しようとするすれば制作している企業は応札できる状況にある。それを考えれば結果的に1社であった。これは随意契約みたいなものとの指摘だが、物を作り持ってくる運搬費等もあるので、どちらかというと胎内市に近い企業が優位に働くということもあり、そこに応札するか、しないかという判断が各企業に求められる。結果的に1社であったということになるがこれは致し方ない。競争が働くことは理想的ではあるが、結果的に1社であったということは致し方ないと考えている。

○丸山孝博委員

雪上車の入札に今回1社しか入札がなかった。胎内市に対し入札参加業者、雪上車を落札できる程度、規模の業者は何社あるのか。

○高橋副市長

登録では特殊車両という範疇になり、県内外問わず登録が30社程度ある。その中で特殊車両、圧雪車が何社製作できるか。30社全部が作れる訳ではないので、募集した中で県内には1社しかなかったという事実である。

○丸山孝博委員

競争入札するにあたり、見積は取ったのか。

○高橋副市長

見積は取っている。

○丸山孝博委員

何社から取ったか。

○増子商工観光課長

1社である。

○丸山孝博委員

それが1社入札に繋がったのではないかと思う。そこが違うのではないか。見積を1社しか取っていないので、これでいいのかということと繋がる。30社近くの業者で該当する企業もあると思われる。うちもできるという企業が出てくる可能性はゼロではない。そこは今後、検討してもらいたいと思うがいかがか。

○高橋副市長

結果的に1社であるが、非常に特殊な車両でもあるので、結果としてはこうだが、見積出しか出さないかは別にしても、今後出していただければ他の数社からも見積をいただくことで考えていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 11:04)

請願第1号 インターネット上の人権侵害解消と被害者救済についての意見書の提出について

請願趣旨説明：部落解放同盟 新潟県連合会 中条支部 支部長：小池 武志
(紹介議員：渡辺宏行議員)

私たちは全国水平社の歴史と伝統を正しく受け継ぎ、部落差別の撤廃と人権社会の確立を目指す部落解放同盟新潟県連合会中条支部です。皆さまもご存じの通り、2016年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、部落差別は日本国憲法に照らし許されないもの、解消すべき重要な課題であると明記されている。また、2024年12月4日、全国部落調査復刻版の差しとめ裁判の最高裁判決が確定し、憲法第13条及び14条に基づき、差別されない権利を人格権の内容として承認した判例は、本県が初となる。しかしながら、差別されない権利が承認されたとはいえ、インターネット上では胎内市を含め多くの被差別部落を暴く行為は続いている、情報は今も拡散され続けている。インターネットは私たちの日常生活において情報伝達の手段として、個人のライフスタイルにも大きな変化をもたらすだけでなく、社会全体にも重要な発展をもたらしてきた。誰もが自分の意見を自由に証明でき、多くの人々とコミュニケーションを図ることができる場として定着しているが、一方で、SNS等のインターネット上において、匿名の発信者による誹謗中傷や差別的言動などが後を絶たず、被害者がみずから命を絶つ悲しい事件が後を絶たない。インターネット上での誹謗中傷に直面した場合、個人で対応することも可能だが、多くの時間と労力が必要になる。自身で対応する場合は、証拠の回収、証拠の収集、関連する法律の理解、削除要求の手続きなど、様々なステップを慎重に進めなければならない。また、人権侵害として地方法務局に相談窓口を設けているが、書き込み内容の違法性を判断するまでに時間がかかり、プロバイダー等への削除要請は、強制力を伴わないため削除割合は6割となる。胎内市長、教育長を始め、県内の市長が地方法務局まで足を運び、削除要請を直接していただいた。削除に繋がった書き込み内容もあり感謝している。しかしながら、次から次へと新たな誹謗中傷や差別的言動などが続いている現状である。なお、削除要請に応じない場合は、裁判所に削除要求の仮処分を申し立てる方法があるが、被害者にとって時間と経済的な負担は大きな壁となっている。インターネット上の誹謗中傷は部落差別に限ったことではない。いつ誰が被害になるかわからない。そこで3点のお願いである。1点目は、人権侵犯事件への対応について、極めて悪質な情報については削除や閲覧ができなくなる等の措置を超過すること。2点目は、部落差別を始めとするあらゆる誹謗中傷の拡散を抑止すること。3点目は、インターネット利用者の情報モラルを向上すること。この3点について、インターネット上で発生している人権侵害に対するため、実効性ある法整備を速やかに行うよう強く要請し、私の陳述を終える。

質疑

○丸山孝博委員

今回出された請願は、近隣、あるいは県内でも同様の内容で出されているか。

○小池支部長

県内では隣の新発田市が議会決議を行い提出している。

○丸山孝博委員

それはかなり前ではないか。最近か。

○小池支部長

2、3年前になるが、こういった事件も長引いており、昨年12月4日の高裁の判決が出た出版停止の訴訟は、8年もかかりようやくたどり着いたという状況である。

○丸山孝博委員

今回出された請願趣旨が3つある。1番は大事な問題であって、これは許されないことで、インターネットを通じて誹謗中傷することは、部落解放同盟に限らず、他の団体、個人に対してもかなりの頻繁な数で誹謗中傷がある。それにより規制もされつつあるし、特に去年、兵庫県知事選挙の辺りから大きな話題になっているが、そこは厳重に注意すべきだと考える。ただ2番目、来ていただいて説明したもの、2016年12月の内容というものは、これはもう解決しており、部落についての差別ということは、まだ残っているとは私は思わないし、もう殆どなくなっていると思う。一般行政が解決すべき問題で実施もしている。それで十分ではないか。今2番で言われていることは十分対応できるのではないかと思う。それをあえて2番目に、部落差別の解消の推進と掲げていることについて、私はちょっと違うのではないかと思うが、その辺はどうかというの私の意見、認識である。まだまだあるということであったとしても、一般行政が取り締まればいいことではないかと思うが、その辺についてはどうか。

○渡辺宏行委員

紹介議員という立場で、相談を受けた立場もある。確かに1番目はもう被差別部落どうこ

うの問題ではなく、全体に関わる問題ということであるが、2番目のネットの被害はある。写真が撮られ、インターネットに拡散された被害がある。これは被差別部落だといって撮られ拡散された、その思いが2番目にある。丸山委員の話も若干ある。全くないというわけではなく、まだまだそういう状況ではないということと、胎内市も市長を始め、教育長も法務局へ要望書を提出している状況で、法的措置も講じている最中で、具体的に触れることはできないところもあり、これではどうかというのが今回の意見書に繋がったところである。

○小池支部長

県内でも動画が発信されたのが比較的早い処置の段階でうちのところがアップされたということもあり、ネットを通じて差別者を煽っている状態が続いているわけであり、それが段々広がってきたということで、何とかしてその動画を削除するよう、我々も努力はしているが、非常に時間がかかるということで、法律的にもしっかりとした体制をとっていただきたいと私は思う。特にその被害者の救済に関しては全然触れられていないというか、法律的には努力法となっており、努力法だけでそれらが無くなるかといえば、こういう現実があるわけで、しっかりとした法律の体制をとっていただきたいと思うし、ぜひ議会からも声を上げていただきたいと思うのでよろしくお願ひする。

○丸山孝博委員

部落差別のみならず、様々なインターネットによる攻撃は行政がしっかりと対応するということだと私は思う。個人的な話が紹介議員からあったが、法務局の方で特定して、その人に対しての注意喚起についてもしっかりとされているかと思うが、その辺の話はできるか。

○小池支部長

YouTubeには現在も出ており、プロバイダーを国内から海外に移すという姑息な手を使っている。丸山議員の話すとおり差別がなければ本当に良い。しかし、私自身も部落に生まれ、結婚差別という苦い経験をし、私の近くでも結婚差別で苦しみ、誰にも相談できず自殺したこともある。結婚に関して、行政がズバッと手を突っ込んでやれるかと言えば、やはり難しい点があるかと思う。その辺りを含め、社会全体で差別をなくす方向に持っていってもらいたいと思うし、そういうことにインターネットが利用され、そこを引きずる形があつてはならないと思う訳であり、何としてもここは差別禁止や救済という部分も含め、しっかりとした法律にしていただきたいのが私の思いである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、採択すべきと決定。

(請願者退席 11:21)

○筧智也委員長

今ほど採択した請願書は意見書の提出を求めるもので、議会運営に関する申し合わせ事項により議員発議とすることとなっている。議員発議について諮る。

○丸山孝博委員

採択には賛成でもいいが、私と羽田野委員は賛同者にはならない。

○筧智也委員長

請願第1号、インターネット上の人権侵害解消と被害者救済についての意見書の提出について、提出者坂上副委員長ほか、賛同議員多数でよろしいか。

(「はい」の声あり)

○筧智也委員長

それでは賛同議員の署名をお願いする。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会 (11:23)